

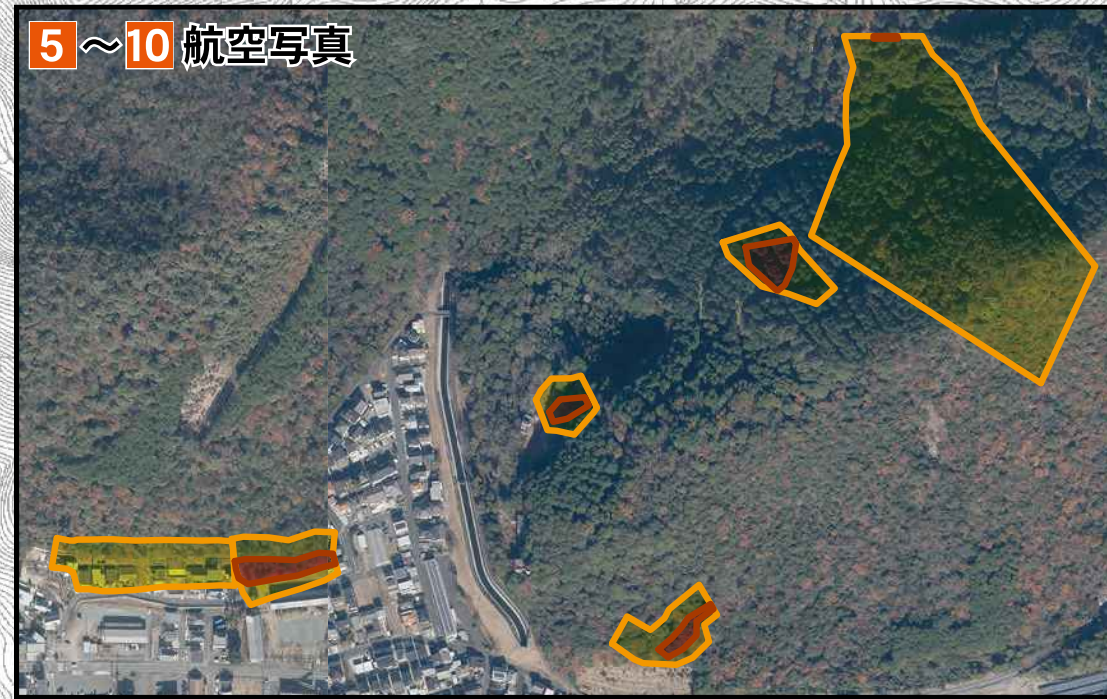
豊橋市土砂災害ハザードマップ

多米中町、多米東町

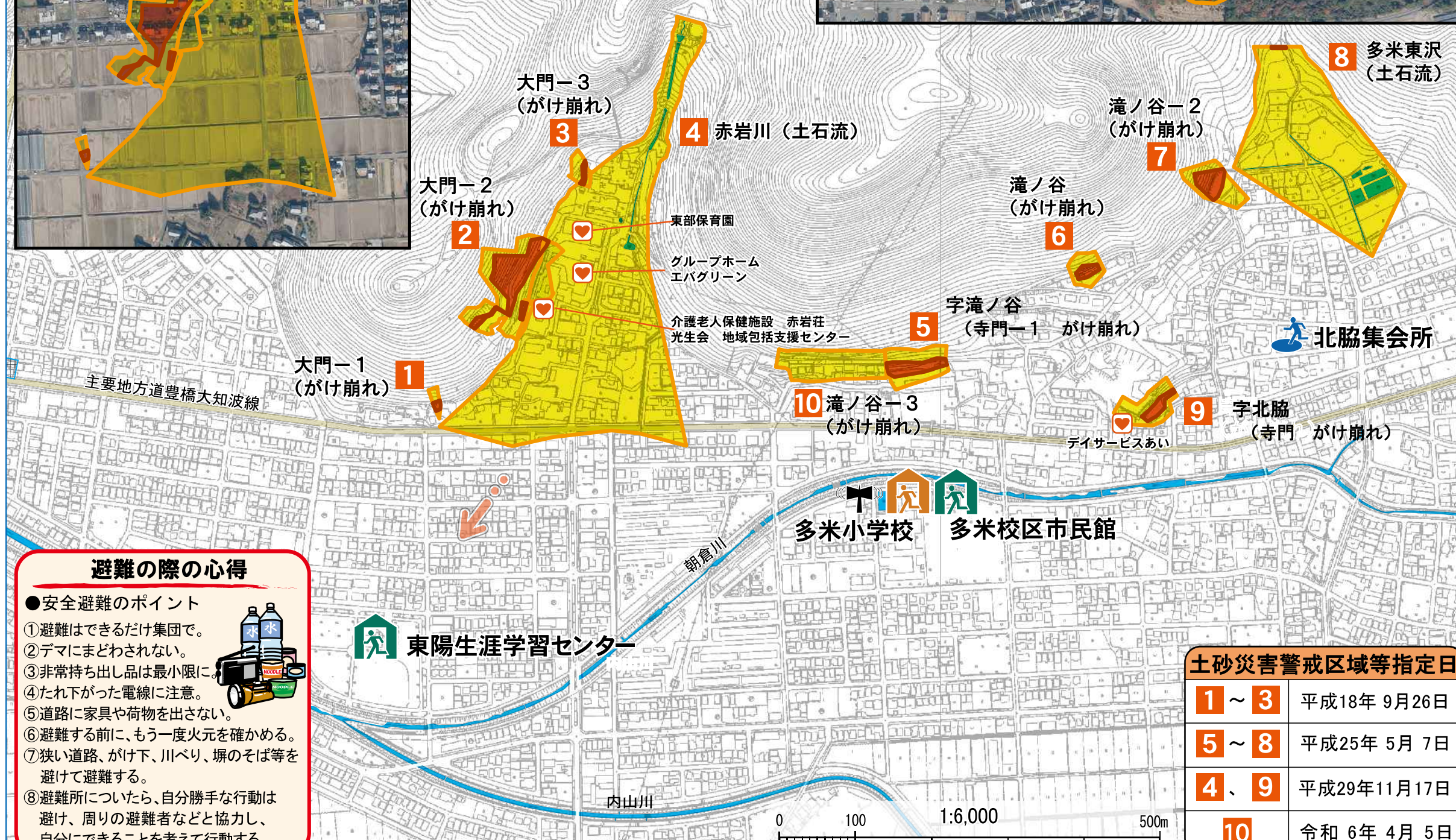
1～4 航空写真



5～10 航空写真



土砂災害警戒区域等
以外でも土砂災害は
発生する恐れがあります。



凡 例	
	第一指定避難所 災害により被害を受け自分の家などを失い居住できなくなったとき、又は被害のおそれのある場合に避難する施設。
	第二指定避難所 第一指定避難所が収容能力を超えた場合などに開設する避難施設。
	集会所
	避難方向
	災害時要配慮者利用施設
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	同報系防災行政無線 緊急情報をサイレンや音声で、市内に設置した屋外拡声子局から放送するシステム。

近くの指定避難所		
	名称	電話番号
	多米校区市民館	0532-61-9823
	東陽生涯学習センター	0532-61-7741
	多米小学校	0532-62-6167

非常時緊急連絡先	
消防(火災・救急・救助)	119
警察(緊急)	110
災害の通報、避難所の開設状況の確認は	豊橋市 災害対策本部 (0532)51-2055

土砂災害警戒区域等指定日	
1～3	平成18年9月26日
5～8	平成25年5月7日
4、9	平成29年11月17日
10	令和6年4月5日

避難の際の心得

●安全避難のポイント

- 避難はできるだけ集団で。
- デマにまどわされない。
- 非常持ち出し品は最小限に。
- たれ下がった電線に注意。
- 道路に家具や荷物を出さない。
- 避難する前に、もう一度火元を確かめる。
- 狭い道路、がけ下、川べり、塀のそば等を避けて避難する。
- 避難所についたら、自分勝手な行動は避け、周りの避難者などと協力し、自分にできることを考えて行動する。

※航空写真は参考図です。詳しくは、地図で確認をお願いします。「この地図は、広域連合長の承認を得て、同連合発行の都市計画基本図を使用して作成したものである。(承認番号) 6東三都(測)第2-8号」

本図面の情報は令和6年4月時点のものです。